

条例第7条に基づく利用料金の減免内容

【子どもの館】

区 分	減免の割合	利用料金
①小中学校・特別支援学校等が団体に教員引率のもと利用する場合	1日共通利用券（個人）の3割	200円
②保育所・幼稚園等が団体に教員引率のもと利用する場合	1日共通利用券（個人）の6割	100円
③社会福祉施設の入所児、入所者等が団体に指導者引率のもと利用する場合	1日共通利用券（個人）の3割 ※小学生未満は6割	一般 400円 高校生以下 200円 小学生未満 100円
④療育手帳若しくは精神障害者保健福祉手帳又は身体障害者手帳の交付を受けた利用者が利用する場合	1日共通利用券（個人）の3割 ※高校生以下は6割	一般 400円 高校生以下 100円
⑤共通定期券登録者	子ども一時預かり室の利用料金を1時間につき100円減免	平日 700円/時間 土日休日 900円/時間
⑥子ども一時預かり室利用当日、施設を利用する場合	子ども一時預かり室利用料金の最初の1時間を5割減免 （2時間目以降は通常料金）	平日 400円/時間 土日休日 500円/時間
⑦子ども一時預かり室利用当日、子どもの館主催の催事に参加する場合	催事実施中の子どもの一時預かり室利用料金の5割減免 （催事終了後の延長利用は通常料金）	平日 400円/時間 土日休日 500円/時間
⑧その他市長が特に必要があると認めるとき	減免率はその都度決定	

※100円未満の端数は切り捨てとする。

※①、②及び③の引率者の利用料金は、無料とする。

※④の付添人の利用料金は、減免者1人につき1名無料とする。

※⑤⑥⑦の料金はすべて1時間単位。

※⑥⑦の場合は、子どもの館の利用証明書の提示を要する。